## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	河川課	整理番号	2-327
処分の種類	許可等の取消、工事中止命令				
根拠法令条例 等·条項	河川法第75条第1項、第2項				
処分の概要	河川法上許可、登録若しくは承認を受けた者又は河川法上違法の状態にある者に対する許可等の取消、原状回復命令等				
処分基準(未設定の場合はその理由)	号) http://10.100.110 ・「河川法の一部3 省河政発第72号) http://10.100.110 ・「河川法の一部3 51号)」記四の2万 http://10.100.110 ・「河川法の一部3 52号)」記二 http://10.100.110 ・「河川法の一部3 発第5号)」記二の一部3 発第5号)」記二の(1)の ・「計画的な不法位号)」記二の(1)の	0.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasenhoukaiseisekou-7-10-2.pdf なの一部を改正する法律の運用について(平成7年10月2日付け建設省河政発第			
基準の制定根拠	_				